

**○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件**

**(平成30年9月28日財務省告示第246号)**

**(平成30年10月1日適用)**

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十九年十二月財務省告示第三百四十八号）の一部を次のように改正し、平成三十年十月一日から適用する。

平成三十年九月二十八日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

三十七中「一、〇〇〇ボリバルにつき本邦通貨三八円」を「一〇〇ボリバル・ソベラノにつき本邦通貨一八四円」に改める。